

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成22年 1 月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第 1 号

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県景観形成条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県景観形成条例(平成19年鳥取県条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(適用除外行為の追加)</p> <p>第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第3項若しくは第16条第3項の認可を受けて行う行為、同法第20条第3項本文、第21条第3項本文若しくは第22条第3項本文の許可を受けて行う行為、同法第33条第1項本文の届出に係る行為、同法第68条第1項後段の協議に係る行為又は同法第68条第3項の通知に係る行為</p> <p>イ~ク 略</p> <p>(2)~(9) 略</p>	<p>(適用除外行為の追加)</p> <p>第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第3項若しくは第10条第3項の認可を受けて行う行為、同法第13条第3項本文、第14条第3項本文若しくは第24条第3項本文の許可を受けて行う行為、同法第26条第1項本文の届出に係る行為、同法第56条第1項後段の協議に係る行為又は同法第56条第3項の通知に係る行為</p> <p>イ~ク 略</p> <p>(2)~(9) 略</p>

(日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の一部改正)

第 2 条 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例(平成20年鳥取県条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(禁止行為)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。</p> <p>(1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項本文の許可を受けてする行為、同項ただし</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。</p> <p>(1) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第13条第3項本文の許可を受けてする行為、同項ただし</p>

<p>書の規定により当該許可を要しないこととされる行為（同条第7項の規定による届出をする場合に限る。）及び同条第9項各号に掲げる行為</p> <p>(2) 自然公園法第21条第3項本文の許可を受けてする行為、同項ただし書の規定により当該許可を要しないこととされる行為（同条第7項の規定による届出をする場合に限る。）及び同条第8項各号に掲げる行為</p> <p>(3) 自然公園法第34条第1項の規定による命令に基づく措置として行う行為</p> <p>(4)及び(5) 略</p>	<p>書の規定により当該許可を要しないこととされる行為（同条第7項の規定による届出をする場合に限る。）及び同条第9項各号に掲げる行為</p> <p>(2) 自然公園法第14条第3項本文の許可を受けてする行為、同項ただし書の規定により当該許可を要しないこととされる行為（同条第7項の規定による届出をする場合に限る。）及び同条第8項各号に掲げる行為</p> <p>(3) 自然公園法第27条第1項の規定による命令に基づく措置として行う行為</p> <p>(4)及び(5) 略</p>
---	---

附 則

この条例は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号）の施行の日から施行する。